

日本海さめ固定式さし網漁業許可の取扱方針

昭和26年 制定
 昭和45年11月16日全部改正
 昭和45年12月16日一部改正

(目的)

第1 この漁業の円滑な調整を図るため、この漁業の許可等についての取扱方針を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

- (1) 所属漁業協同組合長の副申書
- (2) その他知事が必要と認めた書類を提出させることがある。

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、この漁業の許可を受け誠実に営んだ者とする。ただし、知事が事情やむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(許可の対象船)

第4 許可の対象船は、本県知事の登録漁船であって総トン数20トン未満のものとする。ただし、前年度実績船はこの限りでない。

(許可をしない場合)

第5 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないことがある。

- 一 前許可期間中にこの漁業の違反で検挙された者が申請した場合
- 二 この漁業以外の漁業の違反で過去一年間に検挙された者が申請した場合

(操業区域、操業期間及び関係地区)

第6 操業区域、操業期間及び関係地区は次表のとおりとする。

操業区域	操業期間	関係地区
A 権現崎沖合における操業区域 次の点イ、ロ、ハ及びイを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 (1) 基点 北津軽郡小泊村小泊埼北灯台 (2) 点の位置 イ 基点から磁針方位270度8.5海里の点 ロ 基点から磁針方位270度12海里の点 ハ 点ロから磁針方位320度の線と東津軽郡三厩村竜飛埼灯台正西の線との交点 ニ 点イから北海道松前郡札前村ヨシ島灯台を見通した線と東津軽郡三厩村竜飛埼灯台正西の線との交点	11月15日から 翌年2月末日まで	小泊 下前 鱒ヶ沢

操 業 区 域	操業期間	関係地区
<p>B 鱒ヶ沢沖合における操業区域 次の点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 (1) 基点 西津軽郡鱒ヶ沢町弁天埼突端 イ 基点から磁針方位315度9海里の点 ロ 基点から磁針方位315度11海里の点 ハ 基点から磁針方位340度15海里の点 ニ 基点から磁針方位350度13.5海里の点</p>	<p>11月15日から 翌年2月10日まで</p>	<p>鱒ヶ沢</p>
<p>C 権現崎北側における操業区域 次の点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場の区域及び小泊漁港北防波堤灯台から北海道松前郡札前埼を見通した線上同灯台から4,200メートルの点(大型漁礁設置中心部)から1,000メートル以内の区域を除く。 イ 東津軽郡三厩村竜飛崎灯台中心点 ロ イから正西の線上3.3海里の点 ハ ニから磁針方位270度2,800メートルの点 ニ 北津軽郡小泊村小泊岬灯台中心点</p>	<p>11月15日から 翌年2月末日まで</p>	<p>小 泊 下 前</p>

(許可期間)

第7 許可期間は、1年とする。

(許可証の交付)

第8 許可証は、漁具等検認のうえ交付する。

(制限又は条件)

第9 この漁業の許可にあたっては、次の制限又は条件を付する。

- (1) 漁具は、2ヶ統以内とし、1ヶ統の全長は、1,125メートル(750間)を超えてはならない。
- (2) 網の目合は、181ミリメートル以上とすること。
- (3) 船橋両側面を緑色ペイントで塗装し、赤色ペイントで許可番号を表示すること。

(報告書の提出)

第10 操業期間は、別途様式による操業報告書を翌月20日までに提出すること。

(注) 漁具の敷設中網の両端に水面上1.5メートル以上の高さのボンデンをつけ、漁業者の氏名および住所を記載しなければならない。

(県海面漁業調整規則第56条)

協 定 書

青森県日本海沖合における「あぶらぎめ（以下「さめ」という。）」を目的として操業する沖合底びき網漁業者および固定式さし網漁業者ならびにたらはえなわ漁業者の間において、操業上の秩序と安全を図り、もって生産力の向上と経営の安定を期するため、下記のとおり協定した。

記

第1条 さめ固定式さし網漁業の操業区域は、次のとおりとする。

A 権現崎沖合における操業区域

次の点イ、ロ、ハ、ニおよびイを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 北津軽郡小泊村権現崎北側灯台点の位置

イ 基点から磁針方位270度8.5海里の点

ロ 基点から磁針方位270度12海里の点

ハ 点ロから磁針方位320度の線と東津軽郡三厩村竜飛灯台正西の線との交点

ニ 点イから北海道松前崎札前村ヨシ島灯台を見通した線と東津軽郡三厩村竜飛灯台正西の線との交点

B 鱒ヶ沢沖合における操業区域

次の点イ、ロ、ハ、ニおよびイを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 西津軽郡鱒ヶ沢町弁天埼突端点の位置

イ 基点から磁針方位315度9海里の点

ロ 基点から磁針方位315度11海里の点

ハ 基点から磁針方位340度15海里の点

ニ 基点から磁針方位350度13.5海里の点

2 A区域で操業する者は、小泊、下前および鱒ヶ沢漁業協同組合員とし、B区域で操業する者は、鱒ヶ沢漁業協同組合員とする。

第2条 たらはえなわ漁業の操業区域は、西津軽郡鱒ヶ沢町弁天埼突端から磁針方位315度の線と291度の線とに挟まれた水深200メートル線以西の海域

第3条 さめ固定式さし網漁業のA区域における操業期間は、11月15日から翌年2月末日まで、B区域における操業期間は、11月15日から翌年2月10日までとする。

2 たらはえなわ漁業の操業期間は、11月15日から翌年2月10日までとする。

3 第1項および第2項の期間における沖合底びき網漁業の第1条および第2条の区域においての操業は、投網および投なわ位置を十分確認のうえ支障を与えないよう操業するものとする。

第4条 さめ固定式さし網漁業の隻数枠は、小泊漁業協同組合23隻、下前漁業協同組合14隻および鱒ヶ沢漁業協同組合12隻計49隻とする。

ただし、この漁業違反で検挙された者等が生じた場合は、第9条による日本海さめ漁業協議会（以下「協議会」という。）にはかり、その所属漁業協同組合の隻数枠をその数だけ減じ、その者は翌年度以降操業しないこととする。

第5条 さめ固定式さし網漁業者は、A区域のイ点およびニ点を標示するため浮標を設置し、沖合底びき網漁業者はその中間に補助浮標を設置して、関係漁業者代表および県の立合により確認を受け

るものとする。

第6条 さめ固定式さし網漁業者が不測の事故により落網した場合は、揚網に全力を尽すものとする。

第7条 沖合底びき網漁業者が不測の事故により漁具被害を与えた場合は、善意をもって解決するものとする。

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から翌年11月14日までとする。ただし、有効期間の満了日より2ヶ月前から10日の間に関係漁業者代表より異議の申し立てが協議会に出されなかった場合は、自動的に1年間延長するものとする。

第9条 この協定の細部の実施およびこの協定以外の事項について、円満な操業を図るため、関係漁業者代表により日本海さめ漁業協議会を設置して処理することとする。

各関係者は、本協定の趣旨を体し、誠意をもって対処することを確約し、本書11通を作成してそれぞれ1通を保有するものとする。

昭和45年11月 9日

鱒ヶ沢沖合底びき網漁業者

代 表

深浦沖合底びき網漁業者

代 表

青森県沖合底びき網漁業者

代 表

青森県機船底曳網漁業連合会

会 長

小泊さめ刺網組合

代 表

鱒ヶ沢さめ刺網漁業者

代 表

鱒ヶ沢たらはえなわ漁業者

代 表

小泊漁業協同組合

組 合 長

下前漁業協同組合

組 合 長

鱒ヶ沢漁業協同組合

組 合 長

深浦漁業協同組合

組 合 長

追 加 協 定 書

青森県日本海沖合における「あぶらぎめ」を目的として操業する沖合底びき網漁業者、固定式さし網漁業者およびたらはえなわ漁業者の間において、昭和45年11月9日の協定（以下「協定」という。）に、下記のとおり追加協定した。

記

第1条 協定第1条に、次の操業区域と関係漁業協同組合員を追加する。

C 権現崎北側における操業区域

次の点イ、ロ、ハ、ニを順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

ただし、共同漁業権漁場の区域および小泊漁港北防波堤灯台から北海道松前郡札前埼を見通した線上同灯台から4,200メートルの点(大型魚礁設置中心部)から1,000メートル以内の海域を除く。

イ 東津軽郡三厩村竜飛灯台中心点

ロ イから正西の線上3.3海里の点

ハ ニから磁針方位270度2,800メートルの点

ニ 北津軽郡小泊村権現崎南側灯台中心点

2 C区域で操業する者は、小泊および下前漁業協同組合員とする。

第2条 協定第3条第1項に、次の操業期間を追加する。

C区域における操業期間は、許可の日から翌年2月末日までとする。

第3条 協定第3条に、次の1項を追加する。

C区域本文の区域内においては、沖合底びき網漁業操業区域に該当する部分について、第2条の操業期間中は、沖合底びき網漁業の操業を自粛するものとする。

第4条 協定第5条に、次の1項を追加する。

C区域関係漁業者は、C区域のロハの沖出線を標示するため浮標4個を設置し、県の立合により確認を受けるものとする。

附 則

1 さめ固定式さし網漁業者が、この協定の操業区域に、明らかに違反していたと認められる場合には、沖合底びき網漁業者は、所属漁業協同組合に無線連絡のうえ揚網出来るものとする。なお、この場合において、漁具は返還するが、漁獲物は没収しても差支えないものとする。

昭和45年12月14日